○叙勲

旭日小綬章を授ける
田中　幸壹
旭日単光章を授ける（以上八月十九日）
寺脇　稔
旭日単光章を授ける（鹿児島県徳之島町議会議長）
大槻　嘉明
旭日単光章を授ける（各通）（八月二十日）
田袋　徹二
旭日中綬章を授ける
小幡　兼輿
旭日双光章を授ける（各通）
舟見　正明
旭日単光章を授ける（各通）（以上八月二十一日）
花木　和彦
齋藤　四郎
瑞宝単光章を授ける（以上八月十八日）
村田　清和
吉田　定男
奥村　博
瑞宝双光章を授ける（各通）
瑞宝小綬章を授ける
近藤　敬一
（阿南工業高等専門学校名誉教授）
瑞宝中綬章を授ける
阿部　康郎
石澤　新一
青島　貴司
瑞宝双光章を授ける（各通）
山口　義途
瑞宝単光章を授ける（以上八月十九日）
佐々木　壽次
小川　由雄
鈴木　建夫
角谷　正
（富山大学名誉教授）
飯田　剛史
瑞宝単光章を授ける（各通）
岡本　弘之
瑞宝小綬章を授ける
西出　晋
向井田　兼元
恒見　雄行
蓮見　亮
加藤　鈴木
瑞宝双光章を授ける（各通）
古宮　昌貞
秋弘　松
（兵庫県警察部）
出口　良昭
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月二十日）
河瀬　芳邦
（副検事）
細川　哲也
寺井　裕
瑞宝小綬章を授ける（各通）

旭日小綬章を授ける
瑞宝双光章を授ける（各通）
新井　正男
庄司　孝臣
吉永　敏暢
瑞宝双光章を授ける（各通）
大丸　哲生
擽待　登
東海岐　譲昭
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月二十一日）
岩井　靖
山崎　正宏
若宮　榮一
瑞宝単光章を授ける（各通）
青木　昭平
青木　宏恭
和泉　忠次郎
倉持　好二
髙橋　一義
對馬　祥三
武者　英代
瑞宝双光章を授ける（各通）
小野寺富二男
高橋　和男
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月二十二日）
安野　博明
瑞宝双光章を授ける
大津日出夫
城趨　由雄
中瀬　典生
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月二十三日）
吉津　雄策
吉村　和芳
吉村　勝守
瑞宝双光章を授ける
田中　一弘
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月二十四日）
佐野　始
永野　正二
松本　成治
瑞宝双光章を授ける
村田　清和
近藤　敬一
（阿南工業高等専門学校名誉教授）
瑞宝中綬章を授ける
阿部　康郎
石澤　新一
青島　貴司
瑞宝双光章を授ける（各通）
山口　義途
瑞宝単光章を授ける（以上八月十九日）
佐々木　壽次
小川　由雄
鈴木　建夫
角谷　正
（富山大学名誉教授）
飯田　剛史
瑞宝単光章を授ける（各通）
岡本　弘之
瑞宝小綬章を授ける
西出　晋
向井田　兼元
恒見　雄行
蓮見　亮
加藤　鈴木
瑞宝双光章を授ける（各通）
古宮　昌貞
秋弘　松
（兵庫県警察部）
出口　良昭
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月二十日）
河瀬　芳邦
（副検事）
細川　哲也
寺井　裕
瑞宝小綬章を授ける（各通）

旭日大綬章を贈与する（九月十三日）
共和国駐箚特命全権大使　テゲイオルフ・コンシスタン
日本国駐箚特命全権大使　ヴァシリキ・ヴァシレヴァ
佐野　始
永野　正二
松本　成治
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月二十四日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、ニュージーランド国総督パッツィー・レディー閣下の総督就任につき、九月二十八日御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

特定保安林の指定について

平成28年９月20日付けで次の特定保安林を指定したので、森林法（昭和26年法律第249号）第39条の３第４項の規定に基づき、公表する。

平成28年９月30日

農林水産大臣　山本　有二

（特定保安林の指定）

特定保安林の所在場所　和歌山県田辺市（次の図に示す水源かん養保安林に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

特定保安林の指定の解除について

平成28年９月20日付けで次の特定保安林の指定を解除したので、森林法（昭和26年法律第249号）第39条の３第５項において準用する同条第４項の規定に基づき、公表する。

平成28年９月30日

農林水産大臣　山本　有二

（特定保安林の指定の解除）

特定保安林の所在場所　岡山県岡山市、備前市、井原市、新見市、加賀郡吉備中央町、苫田郡鏡野町（以上４市２町について次の図に示す水源かん養保安林に限る。）、岡山市、総社市（以上２市について次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を岡山県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

原子力規制委員会防災業務計画の修正要旨の公表について

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第１項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第１項の規定に基づき、原子力規制委員会防災業務計画を修正したので、同条第２項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成28年９月21日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

原子力規制委員会防災業務計画の修正要旨

一　修正の目的

原子力艦の原子力災害発生時等の対応に関する規定の整備を行うため、原子力規制委員会防災業務計画を修正した。

二　修正年月日

平成28年９月21日

三　施行年月日

平成28年９月21日

四　修正の要旨

原子力艦の原子力災害発生時等の対応に関する規定の整備を行うため、以下の修正をした。

○関係機関から原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合又は敷地境界付近のモニタリング値が原子力艦の原子力災害対策マニュアルに定める通報基準に達した場合は、原子力規制委員会原子力艦災害対策本部を設置する旨を追記した。

○原子力艦の原子力災害時における初動対応について対応マニュアルを整備する旨を追記した。

公　告

諸　事　項

適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第14号）第10条第８項の規定により、適格機関投資家として届出を行った者を次のとおり公告する。

平成28年９月30日

金融庁長官　森　　信親

１　届出を行った者の名称等

(1)　名称　益田信用組合
　　住所　岐阜県下呂市森690番地１
(2)　名称　オリックス債権回収株式会社
　　住所　東京都港区浜松町二丁目４番１号
(3)　名称　ＤＩＣ株式会社
　　住所　東京都中央区日本橋３－７－20
(4)　名称　ＬＡＯ　Ｖ　Ｊａｐａｎ合同会社
　　住所　東京都千代田区丸の内二丁目１番１号
(5)　名称　ＬＩＮＥ株式会社
　　住所　東京都渋谷区渋谷二丁目21番１号
(6)　名称　ＳＢＩ　Ｖｅｎｔｕｒｅｓ　Ｔｗｏ株式会社
　　住所　東京都港区六本木一丁目６番１号
(7)　名称　アイリスオーヤマ株式会社
　　住所　宮城県仙台市青葉区五橋２－12－１
(8)　名称　株式会社アルデプロ
　　住所　東京都新宿区新宿三丁目１番24号
(9)　名称　ウェルネット株式会社
　　住所　東京都千代田区内幸町一丁目１番７号　ＮＢＦ日比谷ビル26階
(10)　名称　渦潮電機株式会社
　　住所　愛媛県今治市野間甲105番地
(11)　名称　株式会社エミＡ＆Ｙ
　　住所　岐阜県岐阜市東鶉四丁目41番地
(12)　名称　株式会社九州リースサービス
　　住所　福岡市博多区博多駅前四丁目３番18号
(13)　名称　株式会社ジャックス
　　住所　北海道函館市若松町２番５号
(14)　名称　株式会社シンプレクス・インベストメント・アドバイザーズ
　　住所　東京都中央区日本橋二丁目１番３号